

令和3年3月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車、携帯電話機（スマートフォン）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件、  
屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件、  
石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 10件  
（うち送風機1件、液晶ディスプレイモニター1件、  
ヘアドライヤー1件、照明器具（投光器、ソーラー充電式）1件、  
電気炊飯器1件、温水洗浄便座1件、  
インターホン（モニターテレビ付）1件、換気扇（トイレ用）1件、  
自転車1件、携帯電話機（スマートフォン）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
（うち電気カーペット2件、電動アシスト自転車1件、  
電動工具（ドリル、充電式）1件、ACアダプター1件、  
電気掃除機（充電式、スティック型）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900030、A201900052、A201900208、A201900252、A201900751、A201900927、A201900946、A201900973を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) キャノンデール・ジャパン株式会社が輸入した自転車について

(管理番号：A202000948)

#### ① 事故事象について

キャノンデール・ジャパン株式会社（法人番号：8120001121420）が輸入した自転車で走行中、前かごが外れ、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の前かご取り付けボルトが外れたことで、前かごが前輪に接触したものと考えられます。

#### ② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2020年（令和2年）9月12日にウェブサイトにて情報を掲載し、販売代理店を通じて周知を行い、対象製品について無償修理（ボルトの交換及びステーを2本追加）を実施しています。

#### ③ 対象製品：商品名、機種、販売期間、対象台数

商品名	機種	販売期間	対象台数
TreadwellEQ	C37150M10	2019年5月17日 ～ 2020年7月7日	353

2020年（令和2年）9月12日からリコール（無償修理）を実施  
改修率：61.5%（2021年3月11日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、本件のみです。

#### <対象製品の外観>



④ 利用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

キャノンデール・ジャパン株式会社テクニカルサービス

電話番号：06(6599)1091

受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始、事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.cannondale.com/ja-jp/safety-and-recalls>

(2) 株式会社UPQ (現 株式会社Cerevo) が輸入した携帯電話機 (スマートフォン) について (管理番号 : A202000950)

①事故事象について

株式会社UPQ (現 株式会社Cerevo) (法人番号 : 3010001122161) が輸入した携帯電話機 (スマートフォン) を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損し、1名が軽傷を負う火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール (無償製品交換) について

同社は、当該製品を含む対象製品 (下記③) について、携帯電話機 (スマートフォン) のバッテリー内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡し、火災に至った恐れがあることから、事故の再発防止を図るため、2017年 (平成29年) 7月24日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、販売店を通じて使用者にダイレクトメールを送付するなど、対象製品について無償でバッテリーの交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故 (管理番号 : A202000950) の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品 : 機種名、バッテリー型番、販売期間、対象台数

機種名	バッテリー型番	販売期間	対象台数
UPQ Phone A01X	UPQ-BPA01	2015年12月 ～ 2016年10月	6,059

2017年 (平成29年) 7月24日からリコール (無償製品交換) を実施  
回収率 : 61.7% (2021年3月11日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2015年度以降の事故 (原因調査中を含む。) の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2017年度	1	火災
2019年度	0	—	2016年度	1	火災
2018年度	0	—	2015年度	0	—

※当該事故 (管理番号 : A202000950) は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(ア) 対象製品を搭載した携帯電話機（スマートフォン）の外観



(イ) 対象製品の外観

未対策品の型番は「UPQ-BPA01」、対策済品の型番は「UPQ-BPA01X」となります。



未対策品のバッテリー



対策済品のバッテリー

#### (ウ) 対象製品の確認方法

お持ちのスマートフォンのバッテリーが対象製品かどうかについては、シリアルナンバーを御確認の上、事業者の問合せ先に御連絡ください。

なお、シリアルナンバーは個装箱の側面シール又はスマートフォン本体からバッテリーを外した下図赤枠で示した箇所を確認することができます。



(個装箱の側面シール)



(スマートフォン本体内部)

#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換（バッテリーのみ）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

##### 【問合せ先】

株式会社Cerevo UPQPhone お客様窓口

メールアドレス：[osc@cerevo.com](mailto:osc@cerevo.com)

営業時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

※メール、お申し込みは24時間受付可能です。

※営業時間外の受付分については、翌営業日以降の対応となる場合もあります。

ウェブサイト：<https://info-blog.cerevo.com/upq-phone-a01x/>

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、田代、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000943	令和3年2月22日	令和3年3月8日	ガスこんろ(都市ガス用)	DG3044	株式会社ハーマン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品
A202000944	令和3年2月3日	令和3年3月8日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-5011WZ-2	株式会社ノーリツ	重傷1名	施設で当該製品を使用して湯張り後、浴槽に入ったところ、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月25日
A202000945	令和2年12月26日	令和3年3月9日	石油温風暖房機(開放式)	KD-D300	三菱電機株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品 令和3年1月22日に公表した石油温風暖房機(開放式)に関する事故(A202000788)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月9日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900030	平成29年8月6日	平成31年4月9日	送風機	E-103-DX	山崎産業株式会社	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、運転コンデンサーが内部短絡して異常発熱し、出火したものと推定されるが、運転コンデンサーが焼失して確認できなかったことから、内部短絡が生じた原因の特定には至らなかった。	東京都	平成31年4月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900052	平成31年3月15日	平成31年4月18日	液晶ディスプレイモニター	245B plus	日本サムスン株式会社(現 サムスン電子ジャパン株式会社)	火災	事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電源基板上の力率改善用の電界効果トランジスターが故障したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、トランジスターが故障した原因の特定には至らなかった。	東京都	平成31年4月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201900208	平成31年4月29日	令和1年6月21日	ヘアドライヤー	EH512	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(21年)により、内部に多量のほこりが堆積し、部分的に通気量が不十分となり、ヒーター線が異常過熱してたことで、ヒーター線が伸びた、又は変形しやすくなって何らかの衝撃でヒーター保持基板から外れたため、風洞に接触して短絡し、ヒーター線に過電流が流れて複数のヒーター線が溶断し、飛散したものと推定される。	大分県	令和元年6月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900252	令和1年6月16日	令和1年7月5日	照明器具(投光器、ソーラー充電式)	48LED	カバダ株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のソーラーパネル部に内蔵のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和元年7月9日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900751	令和1年10月15日	令和1年11月5日	電気炊飯器	SR-TG18C	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	寮で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、IHコイル制御用絶縁ゲート型バイポーラトランジスタが異常発熱し、内部短絡が生じて出火したものと推定されるが、トランジスタの異常発熱の原因が、トランジスタの不良によるものか、長期使用によるヒートシンクへのほこりの付着に伴うトランジスタの放熱不足によるものかの特定には至らなかった。	滋賀県	令和元年11月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900927	令和1年11月25日	令和1年12月12日	温水洗浄便座	CH705S	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内部の電源コード又は制御基板から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	秋田県	令和元年12月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900946	令和1年12月8日	令和1年12月17日	インターホン(モニターテレビ付)	VF-1000	株式会社ノーリツ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源ボックスの電源コード接続用端子と制御基板とのはんだ接続部が異常発熱して出火したものと考えられるが、はんだ接続部が焼失していることから、異常発熱の原因が、経年劣化によるものか、はんだ付け不良によるものかの特定には至らなかった。	兵庫県	令和元年12月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900973	令和1年11月3日	令和1年12月26日	換気扇(トイレ用)	不明	松下精工株式会社 (現 パナソニック エ コシステムズ株式会 社)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(41年)により、モーターがロックし、巻線が異常発熱し、レイヤショートが生じて出火したものと推定される。	富山県	令和2年1月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000948	令和2年6月28日	令和3年3月10日	自転車	TreadwellEQ	キャンデール・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、前かごが外れ、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の前かご取り付けボルトが外れ、前かごが前輪に接触したものと考えられる。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 令和2年9月12日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 61.5%
A202000950	令和3年2月24日	令和3年3月10日	携帯電話機(スマートフォン)	UPQ Phone A01X(推定)	株式会社UPQ(現 株式会社Cerevo) (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年3月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成29年7月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 61.7%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000940	令和3年2月21日	令和3年3月8日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	製造から20年以上経過した製品
A202000941	令和3年2月21日	令和3年3月8日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から25年以上経過した製品
A202000942	令和2年10月9日	令和3年3月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、頭部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月2日
A202000946	令和2年12月 ※不明	令和3年3月9日	電動工具(ドリル、充電式)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の部品が外れた際に異物が右目に当たり、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月26日
A202000947	令和3年1月31日	令和3年3月9日	ACアダプター	火災	当該製品に他社製の携帯電話機(スマートフォン)を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和3年2月12日に公表した携帯電話機(スマートフォン)に関する事故(A202000861)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月2日
A202000949	令和3年2月12日	令和3年3月10日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月2日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

送風機（管理番号：A201900030）



ヘアドライヤー（管理番号：A201900208）



電気炊飯器（管理番号：A201900751）



温水洗浄便座（管理番号：A201900927）



インターホン（モニターテレビ付き）（管理番号：A201900946）

